

(第2回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年11月28日
契 約 業 者 名	日東エンジニアリング株式会社
契約業者の住所	茨城県土浦市小松三丁目24番16号
工 事 の 名 称	R 6 圏央道大生郷地区改良その6工事（第2回変更）
工 事 場 所	茨城県常総市大生郷町地先 外2箇所
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	道路改良 1式 道路土工 1式 法面工 3, 090m ² 軽量盛土工 42m ³ 擁壁工 1式 排水構造物工 1式 仮設工 1式 道路改良（花島地区） 1式 仮設工 1式 道路改良（坂東地区） 1式 地盤改良工 5, 900m ³
工 期 （ 自 ）	令和 6年 9月28日
工 期 （ 至 ）	令和 8年 2月27日
契約前の変更金額	¥209,000,000
変 更 金 額	増 ¥44,000,000
変更後の契約金額	¥253,000,000
	大生郷地区 1. 道路土工 1) 土質試験の結果、当初予定していた発生土では基準を満足しないことが判明し、大輪ストックヤードの仮置き土から花島ヤードの碎石に変更したため、路体(築堤)盛土上部・下部を及び土砂運搬等(花島Y～現場)を追加する。 2) 監督職員との協議の結果、富田ストックヤードの借地返還のために当該箇所の仮置き土を使用することになったため、土砂運搬等(富田SY～現場)を追加し、土砂運搬等(大輪SY～現場)の数量を変更(減)する。また、土砂運搬等(弓田SY～現場)及び弓田ストックヤードでの仮置き土の積込みを減工する。 2. 軽量盛土工 監督職員との協議の結果、横断函渠への荷重を軽減するため、20号函渠上部の軽量盛土工を追加する。

	<p>3. 擁壁工 土質試験の結果、当初予定していた発生土では基準を満足しないことが判明し、大輪ストックヤードの仮置き土から花島ヤードの碎石に変更したため、土砂運搬等(大輪SY～現場)及び大輪ストックヤードでの仮置き土の積込みを減工し、土砂運搬等(花島Y～現場)を追加する。</p> <p>4. 排水構造物工</p> <p>1)関係機関との協議の結果、管理者基準に則った施工を行う必要が生じ、排水溝(1)(2)の施工が不要となつたため、作業土工の数量を変更(減)及び側溝工を減工する。</p> <p>2)関係機関との協議の結果、管理者基準に則った施工をする必要が生じたため、使用材料をNEXCO仕様に変更するとともに、現地精査の結果、数量を変更(減)する。</p> <p>3)現地精査の結果、前施工業者で施工済みの暗渠排水管と集水枠があつた為、集水枠・マンホール工の数量を変更(減)するとともに、工期短縮を図るため、現場打ち集水枠からプレキャスト集水枠に変更する。</p> <p>4)現地精査の結果、排水に必要な設備が未設置であり、19号・20号・21号函渠部の軽量盛土の排水管及び橋台背面部の暗渠排水管が必要となつたため、軽量盛土管渠工及び地下排水工を追加する。</p>
変更理由	<p>花島地区</p> <p>1. 道路土工</p> <p>1)土質試験の結果、当初予定していた発生土では基準を満足しないことが判明し、大輪ストックヤードの仮置き土から花島ヤードの碎石に変更したため、掘削工(すきとり掘削)を追加する。</p> <p>2. 擁壁工</p> <p>1)土質試験の結果、当初予定していた発生土では基準を満足しないことが判明し、大輪ストックヤードの仮置き土から花島ヤードの碎石に変更したため、掘削工(すきとり掘削)を追加する。</p> <p>坂東地区</p> <p>1. 道路土工</p> <p>1)監督職員との協議の結果、大生郷地区の路体盛土工(ICT)において、富田ストックヤードの借地返還のため、当該箇所の仮置き土の一部を土質改良して使用することになったため、道路土工(自走式土質改良工)を追加する。</p>